



閉店後に片付けや明日の準備で、毎日サービス残業。



サービス残業は**違法**です。

**サービス残業**とは、時間外の労働に対してその賃金が支払われないことをいいます。

**時間外や休日、深夜に働かせた場合は、法律で定められた割増賃金の支払いが必要になります。**

POINT

**実際に働いた時間を記録しておこう!**



**割増賃金率**

**時間外労働** ⇒ **25%以上**  
(1日8時間、週40時間を超えた場合)

**休日労働** ⇒ **35%以上**  
(法定休日に労働した場合)

**深夜労働** ⇒ **25%以上**  
(午後10時～翌朝5時)